

大分県報

平成三十一年
四月一日
号外 (三八)

(月曜日)

目次

規則

保健師助産師看護師法施行細則の一部改正……………一

医療法施行細則の一部改正……………五

人事委員会規則

管理職員等の範囲を定める規則の一部改正……………六

人事委員会告示

労働基準法別表第一の号別区分等を定める告示の一部改正……………六

教育委員会訓令

大分県教育委員会公印規程の一部改正……………六

大分県教育庁等職員安全衛生管理規程の一部改正……………六

大分県立学校職員安全衛生管理規程の一部改正……………七

教育長訓令

大分県教育委員会教育長の権限に属する事務の一部を委任する規程の一部改正……………七

○規則

保健師助産師看護師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年四月一日

大分県知事職務代理者

大分県副知事 二日市 具正

大分県規則第二十二号

保健師助産師看護師法施行細則の一部を改正する規則

保健師助産師看護師法施行細則（昭和三十四年大分県規則第六十六号）の一部を次のように改正する。

第一号様式から第四号様式までを次のように改める。

第1号様式（第2条関係）

准看護師籍

登録番号		登録日	年 月 日	本籍		性別		籍訂正日	年 月 日	再交付日	年 月 日
氏名カナ	免許登録県		施行県		生年月日		年 月 日	合格日	年 月		
氏名漢字	本籍1		本籍2		本籍3		本籍4		保健所コード		
カナ1	籍訂正				再交付				停止処分事項		
漢字1	1	年 月 日		1	年 月 日						
カナ2	2	年 月 日		2	年 月 日						
漢字2	3	年 月 日		3	年 月 日		備考				
カナ3	4	年 月 日		4	年 月 日						
漢字3	5	年 月 日		5	年 月 日						
カナ4	住所1										
漢字4	住所2										
旧姓											
通称名											

第2号様式（第2条関係）

准看護師免許証

本籍地都道府県名
(国 籍)
氏 名

年 月 日生

保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）により准看護師の免許を与える。
よつてこの証を交付する。

年 月 日

大分県知事



本免許は 年 月 日第 号をもって准看護師籍に登録した。

備考 免許の申請等に旧姓の併記の希望があつた場合には、氏名と併せて記載する。

第3号様式 (第2条関係)

准看護師免許申請書

手数料徴収印

年 月 日

大分県知事 豊

本籍(国)	都道府県
-------	------

住所	()
電話番号	

ふりがな	印
氏名 (2 (1) 参照)	田畑 (併記を希望する場合に限る。)
通称名 (2 (2) 参照)	(併記を希望する場合に限る。)
生年月日	年 月 日
	性別
	男
	女

下記により准看護師免許を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

1 試験合格	年 月 日	都道府県
--------	-------	------

- 罰金以上の刑に処せられたことの有無(有の場合、その罪、刑及び刑の確定年月日)
有・無
- 准看護師業務に関し犯罪又は不正な行為を行ったことの有無(有の場合、違反の事実及び年月日)
有・無
- 出願時の本籍又は氏名の変更の有無(有の場合、出願時の本籍又は氏名)
有・無

医療政策課受付印	保健所受付印
----------	--------

1 添付書類

- 視覚、聴覚、音声機能若しくは言語機能若しくは精神の機能の障害又は麻薬、大麻若しくはあへんの中毒者であるか否かに関する医師の診断書
- 戸籍謄本若しくは戸籍抄本又は住民票の写し(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第7条第5号に規定する戸籍の表示があるものに限る。)。ただし、日本国籍を持たない者にあつては、次のいずれかの書類とする。
 - 出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第19条の3に規定する中长期在留者及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)に定める特別永住者にあつては住民票の写し(住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。)
 - 出入国管理及び難民認定法第19条の3各号に掲げる者にあつては旅券その他の身分を証する書類の写し
- 旧姓の併記を希望する場合には、住民票の写しではなく、必ず本籍又は氏名の変更経過が確認できる戸籍謄本又は戸籍抄本を添付すること。
- 准看護師試験合格証書の写し

2 申請書の書き方について

- 戸籍謄本又は戸籍抄本によつて氏名の変更経過が確認できる場合で、免許証に氏名と旧姓の併記を希望する場合は、旧姓欄に記入すること。
- 住民票の写しに通称名が記載されている日本国籍を持たない者で、免許証に氏名と通称名の併記を希望する場合は、通称名欄に記入すること。
- 氏名を記載し、押印することに代えて、自署することができる。

第4号様式（第2条関係）

准看護師 訂正申請書
免許証書換交付

手数料徴収印

年 月 日

大分県知事 殿

住 所

電 話 番 号 ()

ふりがな

氏 名

生 年 月 日

印

訂正を申請します。
下記により准看護師 免許証書換交付 記

登録番号 第 号 登録年月日

変更を生じた事項

本籍 (国)	変 更 前	変 更 後
ふりがな		
氏名 (2 (1) 参照)		旧姓 (併記を希望する場合に限る。)
通称 (2 (2) 参照)	(併記を希望する場合に限る。)	(併記を希望する場合に限る。)
性別	男 ・ 女	男 ・ 女
生年月日	年 月 日	年 月 日
変更の理由	婚姻 離婚 転籍	その他 ()

医療政策課受付印	保健所受付印
----------	--------

1 添付書類

- (1) 戸籍謄本又は戸籍抄本。ただし、日本国籍を持たない者にあつては、次のいずれかの書類とする。
 - ア 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の3に規定する中長期在留者及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定める特別永住者にあつては住民票の写し（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限り。）及び申請の事由を証する書類（住民票の写しに変更事項が記載されている場合を除く。）
 - イ 出入国管理及び難民認定法第19条の3各号に掲げる者にあつては旅券その他の身分を証する書類の写し及び申請の事由を証する書類（旅券その他の身分を証する書類に変更事項が記載されている場合を除く。）
- (2) 准看護師免許証

2 申請書の書き方について

- (1) 戸籍謄本又は戸籍抄本によつて氏名の変更経過が確認できる場合で、免許証に氏名と旧姓の併記を希望する場合は、旧姓欄に記入すること。
- (2) 住民票の写しに通称名が記載されている日本国籍を持たない者で、免許証に氏名と通称名の併記を希望する場合は、通称名欄に記入すること。
- (3) 氏名を記載し、押印することに代えて、自署することができる。

第十一号様式中

大分 県収入証 紙貼付欄
年度准看護師試験受験願書

年 月 日

大分県知事 殿			
ふりがな		生年月日	年 月 日
氏名		性別	男 ・ 女
本籍(国)	都道府県		
現住所	都道府県 市区		

を

大分 県 収入証紙 貼付欄
年度准看護師試験受験願書

年 月 日

大分県知事 殿			
ふりがな		生年月日	年 月 日
氏名			
本籍(国)	都道府県		
現住所	(〒) 都道府県 市区		
電話番号	()		

に改め、同様

式の注1中「かい書」を「措書」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の保健師助産師看護師法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の

平成三十一年四月一日

補正をして使用することができる。

医療法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年四月一日

大分県知事職務代理者

大分県副知事 二 日 市 具

正

大分県規則第二十三号

医療法施行細則の一部を改正する規則

医療法施行細則(平成八年大分県規則第四十号)の一部を次のように改正する。

第二十一号様式中

「5 管理する病院(診療所・助産所)間の距離及び移動に要する時間並びに移動

の方法

距離	km	時間	分	方法
----	----	----	---	----

を

注 氏名(法人にあつては、代表者氏名)を記載し、押印することに代えて、自署することができる。

「5 管理する病院(診療所・助産所)間の距離及び移動に要する時間並びに移動

の方法

距離	km	時間	分	方法
----	----	----	---	----

に改め

6 医療法第12条第2項各号のうち該当する規定

医療法第12条第2項第 号に該当

注 氏名(法人にあつては、代表者氏名)を記載し、押印することに代えて、

自署することができる。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の医療法施行細則(以下「旧規則」とい

う。)の規定に基づいて提出されている申請書その他の書類は、この規則による改正後の

医療法施行細則の規定に基づいて提出された申請書その他の書類とみなす。

大分県報号外(規則)

五

大分県教育委員会訓令甲第十四号

本 県 立 学 校

大分県立学校職員安全衛生管理規程（平成十四年大分県教育委員会訓令甲第六号）の一部を次のように改正する。

平成三十一年四月一日

大 分 県 教 育 委 員 会

第十二条第五項中「これを尊重しなければ」を「労働安全衛生規則第十四条の三第三項で定めるところにより、当該勧告の内容その他の同条第四項で定める事項を衛生委員会に報告しなければ」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項に後段として次のように加える。

この場合において、安全衛生管理責任者は、当該勧告を尊重しなければならない。

第十二条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 安全衛生管理責任者は、産業医に対し、労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）第十四条の二第二項で定めるところにより、学校職員の労働時間に関する情報その他の産業医が学校職員の健康管理等を適切に行うために必要な情報として同条第一項で定めるものを提供しなければならない。

附 則

この訓令は、公示の日から施行する。

○ 教 育 長 訓 令

大分県教育委員会教育長訓令甲第一号

教 育 庁
教 育 機 関

大分県教育委員会教育長の権限に属する事務の一部を委任する規程（昭和四十四年大分県教育委員会教育長訓令第一号）の一部を次のように改正する。

平成三十一年四月一日

大 分 県 教 育 委 員 会 教 育 長

別表第二の大分県教育センター所長の部の次に次のように加える。

くじゅうアグリ創生塾所長

項 目	委 任 事 項
-----	---------

一 大分県立くじゅうアグリ創生塾の管理に関する事務
一 大分県立くじゅうアグリ創生塾管理規則（平成三十一年大分県教育委員会規則第六号）第六条第二項の規定に基づき、休業日を変更し、又は臨時に休業日を定めること。

別表第四の三重総合高等学校長の部の一の項中「、三重農業高等学校久住分校」を削り、同表の竹田高等学校長の部の次に次のように加える。

久住高原農業高等学校長

項 目	委 任 事 項
一 廃止された県立学校の書類の保存に関する事務	一 施行令第三十一条の規定に基づき、三重農業高等学校久住分校又は三重総合高等学校久住校に在学し、又はこれらを卒業した者の指導要録等を保存すること。

附 則

この訓令は、公示の日から施行する。

平成三十一年四月一日

大分県報号外（教育委訓令甲・教育長訓令）